



2025 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ア ー ク ロ ー ゼ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 C E O 天 沼 聡
(コード番号：9557 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 社 長 室 長 森 本 奈 央 人
(TEL 03-6452-8654)

債権の取立不能または取立遅延のおそれおよび

特別損失（貸倒引当金繰入額）の計上に関するお知らせ

当社の取引先に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたので、下記のとおりお知らせいたします。また、当該取引先の債権に対して貸倒引当金繰入額を計上することとしたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

下記 2. の状況や当該取引先が法的整理の開始に至っていないこと等を考慮し、現時点では名称等の公表は差し控えさせていただきます。なお、当社と当該取引先の間に資本関係及び人的関係はなく、本件以外の取引関係並びに関連当事者への該当もございません。

2. 取立不能または取立遅延のおそれが生じた経緯

当社は、2024 年 2 月に倉庫移転先として当該取引先と定期建物賃貸借契約を締結いたしました。その後、2025 年 7 月 9 日付で同取引先の代理人弁護士より、当該取引先が法的整理を行う方針であり、その債務整理を受任した旨の通知を受領しました。

この通知を受けて、当社では当該取引先への状況確認を継続的に実施してまいりました。その結果、2025 年 8 月 13 日時点において、当該取引先から、法的整理が開始される確度が極めて高いと改めてご連絡を受けました。これに伴い、当該取引先に差し入れている敷金 64 百万円について、同取引先の財務状況悪化により取立不能または取立遅延のおそれが生じていると判断いたしました。なお、倉庫自体は所有者との間で新たに定期建物賃貸借契約を締結しており、現在も引き続き使用可能な状態にあります。

同社の経営成績及び財政状況の悪化を踏まえ、2025 年 6 月期の個別決算において、当該取引先への敷金を取立不能債権と判断いたしました。今後も、関係各所との協議や必要に応じた法的手続きの検討など、債権回収に向けてあらゆる対応策を継続的に実施し、敷金の回収に向け最大限の努力を払ってまいります。

3. 本件への対応と再発防止策について

本件は、当初の契約締結時に実施した与信審査の範囲では予見が難しいケースでありましたが、結果として敷金の回収可能性が不透明となったことについて、当社としても真摯に受け止めております。本件への対応および今後の再発防止にあたっては、以下の 3 つの観点から再発防止及び今後の与信管理体制の強化を進めてまいります。

- ①他に同様事案がないかの確認
 - ②今回と同様のケースにおける再発防止策
 - ③その他取引全般における契約見直しによる再発防止策
- 具体的には、以下の対応を実施しております。

① 他に同様の事案がないかの確認

現在、当該敷金以外の差入保証金・敷金等の債権について、個別に回収可能性の確認を進めております。対象項目の洗い出しおよび回収リスクの精査を順次実施しており、現時点で懸念のある債権は確認されておりません。

② 今回と同様のケースにおける再発防止策

今後、多額の敷金等の債権が発生する可能性がある契約については、契約時点で通常の与信審査に加え、財務状況の詳細なヒアリングを含めた厳格な確認を実施する方針です。これにより、契約初期段階でリスクが高い取引を排除する体制を構築いたします。

③ その他取引全般における再発防止策

全取引先との契約内容について、与信管理および債権保全の観点から条項見直しを進めます。具体的には、取引先の財務状況悪化時における事前通知義務の導入や、債権保全に資する条項の追加など、契約段階でのリスクコントロールを一層強化してまいります。

4. 当該取引先に対する債権の種類及び金額（2025年8月14日現在）

敷金 64 百万円（純資産に対する割合は 11.6%）

5. 今後の見通し

本件に伴い、2025年6月期第4四半期の個別決算において、貸倒引当金繰入額として64百万円を特別損失に計上いたしました。通期の業績につきましては、本日開示いたしました『業績予想と実績との差異に関するお知らせ』をご参照ください。

以上